

〔2〕都市計画との調和等

（1）第5次甲府市総合計画（平成18年6月策定）

総合計画においては5つの基本目標を設定しているが、その中の都市基盤の整備に関しては、「魅力と活気のあるだれもが住みたい楽しいまち」を目標に、地方中核都市にふさわしい都市拠点の形成により、だれもが訪れ、住みたくなるまちづくりを推進する、としている。

（2）甲府市都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）

マスタープランの中では、まちづくりの基本方針を「成長と拡大を基調としたまちづくり」から「効率的で持続可能なまちづくり」へと転換し、中心市街地ゾーンにおいては、土地の高度利用を図る再開発事業や民間開発事業の促進を通じて、行政、文化、教育、商業、業務、娯楽、情報、居住など、広域、高次の都市機能が複合的に集約された都市拠点の形成を進め、また、バスや電車などの公共交通機関の利便性を確保し、車への依存度を少なくし、高齢化社会にも対応できる、歩いて暮らせる便利なまちづくりを進める、としている。

（3）甲府景観計画（平成25年6月策定）

本市では、平成16年の景観法の制定を受け、魅力と心地よさ、賑わいと自然の優しさが感じられるようなまちづくりを進めるため、甲府市全域において良好な景観を保全、形成、創出することを目的として平成25年6月に「甲府市景観計画」を策定した。

中心市街地では、甲府を象徴する「風格」と「華」のある景観形成を基本方針とし、「歴史景観と都市景観の調和・共存」、「甲府駅周辺の先導的・重点的景観形成」、「印象的な眺望景観の確保」、「景観軸である平和通りの風格ある景観形成」、「中心商業地のにぎわい創出に寄与する景観形成」、「景観軸であるJR甲府駅及び鉄道沿線における来訪者に配慮した景観形成」を景観形成の基本とし景観の形成を図っている。